

立川市地域防災計画（原案）の主な修正内容

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント																																																																																																																																																																													
1) 被害想定と減災目標の修正																																																																																																																																																																															
(ア) 東京都防災会議による被害想定 被害想定 の修正	東京都防災会議による被害想定にあわせて、数値等を修正 ○第2部 防災・減災計画																																																																																																																																																																														
	第2部 防災・減災計画 第2章 被害想定と減災目標																																																																																																																																																																														
	●多摩東部直下地震での立川市の被害想定																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td>1 震源</td> <td colspan="6">多摩東部直下地震（首都直下地震）</td> </tr> <tr> <td>2 地震規模</td> <td colspan="6">マグニチュード7.3</td> </tr> <tr> <td>3 震度</td> <td colspan="6">6弱～6強(6弱：88.0%/6強：12.0%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 気象条件等</td> <td colspan="3">冬風速8m/s</td> <td colspan="3">冬風速4m/s</td> </tr> <tr> <td>5時</td> <td>12時</td> <td>18時</td> <td>5時</td> <td>12時</td> <td>18時</td> </tr> </table>	1 震源	多摩東部直下地震（首都直下地震）						2 地震規模	マグニチュード7.3						3 震度	6弱～6強(6弱：88.0%/6強：12.0%)						4 気象条件等	冬風速8m/s			冬風速4m/s			5時	12時	18時	5時	12時	18時																																																																																																																																												
1 震源	多摩東部直下地震（首都直下地震）																																																																																																																																																																														
2 地震規模	マグニチュード7.3																																																																																																																																																																														
3 震度	6弱～6強(6弱：88.0%/6強：12.0%)																																																																																																																																																																														
4 気象条件等	冬風速8m/s			冬風速4m/s																																																																																																																																																																											
	5時	12時	18時	5時	12時	18時																																																																																																																																																																									
	被害想定																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">建物被害</td> <td rowspan="4">全壊棟数</td> <td>ゆれ</td> <td colspan="6">431棟</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td colspan="6">1棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td colspan="6">0棟</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="6">432棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">半壊棟数</td> <td rowspan="2">ゆれ</td> <td>半壊棟数</td> <td colspan="6">2,166棟</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数のうちの大規模半壊棟数</td> <td colspan="6">440棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>半壊棟数</td> <td colspan="6">8棟</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数のうちの大規模半壊棟数</td> <td colspan="6">3棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地崩壊</td> <td>半壊棟数</td> <td colspan="6">0棟</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数のうちの大規模半壊棟数</td> <td colspan="6">0棟</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>半壊棟数</td> <td colspan="6">2,174棟</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数のうちの大規模半壊棟数</td> <td colspan="6">443棟</td> </tr> </table>	建物被害	全壊棟数	ゆれ	431棟						液状化	1棟						急傾斜地崩壊	0棟						計	432棟						半壊棟数	ゆれ	半壊棟数	2,166棟						半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	440棟						液状化	半壊棟数	8棟						半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3棟						急傾斜地崩壊	半壊棟数	0棟						半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	0棟						計	半壊棟数	2,174棟						半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	443棟																																																																																								
建物被害	全壊棟数			ゆれ	431棟																																																																																																																																																																										
				液状化	1棟																																																																																																																																																																										
				急傾斜地崩壊	0棟																																																																																																																																																																										
			計	432棟																																																																																																																																																																											
	半壊棟数		ゆれ	半壊棟数	2,166棟																																																																																																																																																																										
				半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	440棟																																																																																																																																																																										
			液状化	半壊棟数	8棟																																																																																																																																																																										
				半壊棟数のうちの大規模半壊棟数	3棟																																																																																																																																																																										
			急傾斜地崩壊	半壊棟数	0棟																																																																																																																																																																										
		半壊棟数のうちの大規模半壊棟数		0棟																																																																																																																																																																											
計		半壊棟数	2,174棟																																																																																																																																																																												
半壊棟数のうちの大規模半壊棟数		443棟																																																																																																																																																																													
	出火による被害																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">出火件数</td> <td>建物倒壊を含む</td> <td>3件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> <td>3件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>焼失件数</td> <td>226棟</td> <td>285棟</td> <td>459棟</td> <td>218棟</td> <td>275棟</td> <td>443棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死者</td> <td>ゆれ建物被害</td> <td>23人</td> <td>12人</td> <td>16人</td> <td>23人</td> <td>12人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">人的被害</td> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>5人</td> <td>7人</td> <td>10人</td> <td>5人</td> <td>7人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31人</td> <td>22人</td> <td>31人</td> <td>31人</td> <td>22人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の死者</td> <td>17人</td> <td>12人</td> <td>17人</td> <td>17人</td> <td>12人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">負傷者</td> <td>ゆれ建物被害</td> <td>601人</td> <td>580人</td> <td>561人</td> <td>601人</td> <td>580人</td> <td>561人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>60人</td> <td>65人</td> <td>58人</td> <td>60人</td> <td>65人</td> <td>58人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>8人</td> <td>12人</td> <td>17人</td> <td>8人</td> <td>11人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>1人</td> <td>30人</td> <td>74人</td> <td>1人</td> <td>30人</td> <td>74人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>671人</td> <td>686人</td> <td>711人</td> <td>671人</td> <td>686人</td> <td>710人</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">負傷者のうち重傷者</td> <td>ゆれ建物被害</td> <td>38人</td> <td>39人</td> <td>37人</td> <td>38人</td> <td>39人</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>13人</td> <td>14人</td> <td>13人</td> <td>13人</td> <td>14人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>1人</td> <td>12人</td> <td>29人</td> <td>1人</td> <td>12人</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54人</td> <td>68人</td> <td>83人</td> <td>54人</td> <td>68人</td> <td>83人</td> </tr> </table>	出火件数	建物倒壊を含む	3件	4件	7件	3件	4件	7件	焼失件数	226棟	285棟	459棟	218棟	275棟	443棟	死者	ゆれ建物被害	23人	12人	16人	23人	12人	16人	屋内収容物	3人	3人	2人	3人	3人	2人	人的被害	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	5人	7人	10人	5人	7人	10人	ブロック塀等	0人	1人	2人	0人	1人	2人	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	計	31人	22人	31人	31人	22人	30人	要配慮者の死者	17人	12人	17人	17人	12人	17人	負傷者	ゆれ建物被害	601人	580人	561人	601人	580人	561人	屋内収容物	60人	65人	58人	60人	65人	58人	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	8人	12人	17人	8人	11人	17人	ブロック塀等	1人	30人	74人	1人	30人	74人	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	計	671人	686人	711人	671人	686人	710人	負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	38人	39人	37人	38人	39人	37人	屋内収容物	13人	14人	13人	13人	14人	13人	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	2人	3人	5人	2人	3人	5人	ブロック塀等	1人	12人	29人	1人	12人	29人	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	計	54人	68人	83人	54人	68人	83人	
出火件数	建物倒壊を含む		3件	4件	7件	3件	4件	7件																																																																																																																																																																							
	焼失件数	226棟	285棟	459棟	218棟	275棟	443棟																																																																																																																																																																								
死者	ゆれ建物被害	23人	12人	16人	23人	12人	16人																																																																																																																																																																								
	屋内収容物	3人	3人	2人	3人	3人	2人																																																																																																																																																																								
人的被害	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																								
	火災	5人	7人	10人	5人	7人	10人																																																																																																																																																																								
	ブロック塀等	0人	1人	2人	0人	1人	2人																																																																																																																																																																								
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																								
	計	31人	22人	31人	31人	22人	30人																																																																																																																																																																								
	要配慮者の死者	17人	12人	17人	17人	12人	17人																																																																																																																																																																								
	負傷者	ゆれ建物被害	601人	580人	561人	601人	580人	561人																																																																																																																																																																							
		屋内収容物	60人	65人	58人	60人	65人	58人																																																																																																																																																																							
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																							
		火災	8人	12人	17人	8人	11人	17人																																																																																																																																																																							
ブロック塀等		1人	30人	74人	1人	30人	74人																																																																																																																																																																								
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																								
計	671人	686人	711人	671人	686人	710人																																																																																																																																																																									
負傷者のうち重傷者	ゆれ建物被害	38人	39人	37人	38人	39人	37人																																																																																																																																																																								
	屋内収容物	13人	14人	13人	13人	14人	13人																																																																																																																																																																								
	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																								
	火災	2人	3人	5人	2人	3人	5人																																																																																																																																																																								
	ブロック塀等	1人	12人	29人	1人	12人	29人																																																																																																																																																																								
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																								
計	54人	68人	83人	54人	68人	83人																																																																																																																																																																									
	ライフライン支障率																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td>上水道</td> <td colspan="6">12.4%</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td colspan="6">2.2%</td> </tr> <tr> <td>ガス※</td> <td colspan="6">0.0%</td> </tr> <tr> <td>電話(固定)</td> <td>0.7%</td> <td>0.8%</td> <td>1.3%</td> <td>0.7%</td> <td>0.8%</td> <td>1.3%</td> </tr> </table>	上水道	12.4%						下水道	2.2%						ガス※	0.0%						電話(固定)	0.7%	0.8%	1.3%	0.7%	0.8%	1.3%																																																																																																																																																		
上水道	12.4%																																																																																																																																																																														
下水道	2.2%																																																																																																																																																																														
ガス※	0.0%																																																																																																																																																																														
電話(固定)	0.7%	0.8%	1.3%	0.7%	0.8%	1.3%																																																																																																																																																																									
	避難者																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td>避難者</td> <td>16,207人</td> <td>16,450人</td> <td>17,164人</td> <td>16,174人</td> <td>16,409人</td> <td>17,097人</td> </tr> <tr> <td>避難所避難者</td> <td>10,805人</td> <td>10,967人</td> <td>11,443人</td> <td>10,783人</td> <td>10,939人</td> <td>11,398人</td> </tr> <tr> <td>避難所外避難者</td> <td>5,402人</td> <td>5,483人</td> <td>5,721人</td> <td>5,391人</td> <td>5,470人</td> <td>5,699人</td> </tr> </table>	避難者	16,207人	16,450人	17,164人	16,174人	16,409人	17,097人	避難所避難者	10,805人	10,967人	11,443人	10,783人	10,939人	11,398人	避難所外避難者	5,402人	5,483人	5,721人	5,391人	5,470人	5,699人																																																																																																																																																									
避難者	16,207人	16,450人	17,164人	16,174人	16,409人	17,097人																																																																																																																																																																									
避難所避難者	10,805人	10,967人	11,443人	10,783人	10,939人	11,398人																																																																																																																																																																									
避難所外避難者	5,402人	5,483人	5,721人	5,391人	5,470人	5,699人																																																																																																																																																																									
	帰宅困難者																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">立川駅周辺 滞留者</td> <td>屋内滞留者</td> <td>50,487人</td> <td>50,487人</td> </tr> <tr> <td>屋外滞留者</td> <td>11,450人</td> <td>11,450人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数</td> <td>35,643人</td> <td>35,643人</td> </tr> </table>	立川駅周辺 滞留者	屋内滞留者	50,487人	50,487人	屋外滞留者	11,450人	11,450人	帰宅困難者数	35,643人	35,643人																																																																																																																																																																				
立川駅周辺 滞留者	屋内滞留者		50,487人	50,487人																																																																																																																																																																											
	屋外滞留者		11,450人	11,450人																																																																																																																																																																											
	帰宅困難者数	35,643人	35,643人																																																																																																																																																																												
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td>閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数</td> <td>182台</td> <td>185台</td> <td>185台</td> <td>182台</td> <td>183台</td> <td>185台</td> </tr> </table>	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	182台	185台	185台	182台	183台	185台																																																																																																																																																																							
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	182台	185台	185台	182台	183台	185台																																																																																																																																																																									
	自力脱出困難者数																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td>自力脱出困難者数</td> <td>194人</td> <td>200人</td> <td>188人</td> <td>194人</td> <td>200人</td> <td>188人</td> </tr> </table>	自力脱出困難者数	194人	200人	188人	194人	200人	188人																																																																																																																																																																							
自力脱出困難者数	194人	200人	188人	194人	200人	188人																																																																																																																																																																									
	災害廃棄物(重量・体積)																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <tr> <td>災害廃棄物(重量・体積)</td> <td>22万t² 24万m³</td> <td>22万t² 24万m³</td> <td>22万t² 25万m³</td> <td>22万t² 24万m³</td> <td>22万t² 24万m³</td> <td>22万t² 25万m³</td> </tr> </table>	災害廃棄物(重量・体積)	22万t ² 24万m ³	22万t ² 24万m ³	22万t ² 25万m ³	22万t ² 24万m ³	22万t ² 24万m ³	22万t ² 25万m ³																																																																																																																																																																							
災害廃棄物(重量・体積)	22万t ² 24万m ³	22万t ² 24万m ³	22万t ² 25万m ³	22万t ² 24万m ³	22万t ² 24万m ³	22万t ² 25万m ³																																																																																																																																																																									

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※ 「ガス地震対策検討会報告書（1996年/資源エネルギー庁）」によれば、阪神・淡路大震災後、地震発生時にはSI値^{※1}が60kine^{※2}を超えた場合に速やかに低圧ブロック^{※3}のガス供給を停止する即時供給停止判断基準（第1次緊急停止判断基準）の導入が提言され、全国の都市ガス事業者の供給停止判断基準として採用されている。

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント																								
	(イ) 市の現状に合わせた減災目標と対策の修正	<p>被害想定は、軽減しているものの、引き続き現行の減災目標と対策は変更せず、引き続き市の現状に見合った対策を講じる</p> <p>○第2部第2章第2節 減災目標と対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>減災目標 1 死傷者の6割減</p> <p>(1) 住宅の倒壊による死傷者の6割減</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>立川断層帯地震M7.4、朝5時・風速8 m/sの場合、ゆれによる建物被害を原因とする死者想定数は142人、負傷者想定数は2,084人となっているが、次の対策を講じて、これをそれぞれ4割程度にする。</p> </div> </div>																								
	2) 市街地の安全対策	<p>(ア) 各種、地域ごとの危険度に係る最新測定結果の反映</p> <p>地震に関する地域危険度測定調査(第9回) (令和4(2022)年公表)」の結果を反映</p> <p>○第2部第4章第1節第1項 市街地の安全対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 木造建物が密集するなど危険とされる地域</p> <p>市内の木造建物が密集している地域は、国が示す「緊急に改善すべき密集市街地」の基準には該当しないものの、震災時には火災・延焼危険度が高い地域となっている。</p> <p>東京都が令和4(2022)年に公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」は、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度で示している。結果の表示は、地域危険度のランクを5段階の相対評価とし、各ランクの存在比率を過去の危険度測定調査の値と同じに定め、危険量の大きい町丁目から順に高いランクを一定数割り当てたものとなっている。危険度のランクは相対評価であるため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。</p> <p>立川市の結果は、以下の表のとおりであり、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度ではランク「4」より上の地域はないものの、火災危険度・総合危険度が「3」または「2」の地域は、いわゆる木造の建物が密集している地域で、道路も狭く、建物の倒壊対策、不燃化対策が必要となっている。</p> <p>こうした地域の解消を図ることは、市街地を整備するなど抜本的な対応が求められるが、関係者の合意形成に多くの時間を要し、また、多大な財源の確保も課題となることから、都市計画と連携した取組を視野に入れつつ、対策を検討する必要がある。</p> <p>また、街の初期消火活動や避難誘導のしくみづくりなどを進める観点から、市民に周知する必要がある。</p> <p>消防署は、道路が狭あいなどで消火活動に支障がある区域を「消防活動困難区域」とし、市内17箇所を指定している。</p> <p style="text-align: center;">立川市内危険度等別ランク別町丁目数</p> <p style="text-align: center;">「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」(令和4(2022)年 東京都)より</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別 \ ランク</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物倒壊危険度</td> <td>65</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>火災危険度</td> <td>54</td> <td>21</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総合危険度</td> <td>57</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東京都震災対策条例に基づき、東京都都市整備局が5年ごとに行っている。都内の市街化区域5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を示している。</p> </div>	種別 \ ランク	1	2	3	4	5	建物倒壊危険度	65	13	0	0	0	火災危険度	54	21	3	0	0	総合危険度	57	19	2	0	0
種別 \ ランク	1	2	3	4	5																					
建物倒壊危険度	65	13	0	0	0																					
火災危険度	54	21	3	0	0																					
総合危険度	57	19	2	0	0																					

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント
	(イ) 首都直下地震等による東京の被害想定結果の反映	<p>対策の前提となる被害想定に関わる記述を各項目で修正</p> <p>○第2部 防災・減災計画</p> <p>第1節 災害に強い都市（まちづくり）</p> <p>平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生などの被害が生じた。このため、東京都防災会議では、平成24（2012）年4月に、客観的なデータや最新の科学的知見に基づいた被害想定の見直しを行い「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表している。その結果も踏まえて、立川市では、木造建物の密集した地域の解消、避難路・延焼遮断帯の整備や沿道等の建物の不燃化など、さまざまな防災対策に取り組んできている。防災対策の進展や人口構造等を反映して、10年ぶりに見直された「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4（2022）年5月25日公表）」報告書では、そうした取組の成果の現れとして、立川市としての被害が軽減される結果となった。ただし、依然として、立川市では、多摩東部直下地震で約2,600棟、立川断層帯地震で約6,000棟の建物被害が想定され、引き続き対策に取り組む必要がある。（後略）</p>
	3) 避難行動要支援者等支援対策の強化	<p>(ア) 個別避難計画の作成の推進</p> <p>個別避難計画に関わる災害対策基本法位置付け及び作成推進等の記述を追記</p> <p>○第2部第4章第3節第1項 避難行動要支援者等支援対策</p> <p>(5) 個別避難計画の作成</p> <p>災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の氏名、連絡先や避難場所・避難路、避難支援等を必要とする事項、避難支援等実施者などを記入した個別避難計画を作成する。</p> <p>その際、近年頻発する台風や大雨による風水害に対応するため、「土砂災害（特別）警戒区域」及び「多摩川洪水浸水想定区域」に居住する対象者に対し、市内福祉事業者等の協力を得ながら、改正法施行後から概ね5年程度を目途に最優先して作成する。</p> <p>なお、個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法、避難支援等関係者による適正な情報管理については、避難行動要支援者名簿の例による。（後略）</p> <p>○第3部第14章 要配慮者への対応</p> <p>第1節 基本方針と所管部署</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>（前略）このため、市は避難行動要支援者支援制度に基づき避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者については、平時より避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、情報把握に努めるとともに、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮したうえで、同意者については、消防署、警察署、自治会、市民防災組織、民生委員・児童委員等と情報を共有する。</p> <p>災害発生時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報に基づき迅速に安全確保及び安否確認、避難支援を実施する。（後略）</p>

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント
	(イ) 避難行動要支援者等の支援体制の強化	<p>個別避難計画の作成推進と併せた避難行動要支援者等の支援体制の強化に関わる内容を追記</p> <p>○第2部第4章第3節第1項 避難行動要支援者等支援対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>(前略) さらに、令和元(2019)年東日本台風等による災害を踏まえ、令和3(2021)年5月に同法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設され、計画作成の優先度が高いと市町村が判断するものについて、改正法施行後から概ね5年程度で計画を作成するように努める必要がある。</p> <p>市内には、多数の要介護者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者(精神保健福祉手帳所持者)が居住しているが、災害時に「特に支援を必要とする方」に迅速な支援を行うため、今後より一層避難行動要支援者の情報の把握、管理や支援のしくみづくりを進めていくことが必要となる。(後略)</p> </div> <p>○第3部第9章第5節 市民・自治会・市民防災組織の役割</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 市民・自治会・市民防災組織の活動</p> <p>(前略) また、要配慮者の情報を把握し、安否確認情報を小・中学校等に派遣される市の職員に提供する。また、事前に作成した個別避難計画に基づき、要配慮者等の避難支援を行う。救助が必要な場合には消防署へ連絡するとともに、できる限りの救出活動を行う。</p> </div> <p>○第3部第14章第2節 要配慮者への支援内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>情報提供、安否確認、避難誘導(支援)、避難生活支援については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、自治会や市民防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、協定先のタクシー事業者などと連携し実施する。なお、乳幼児、学童の避難誘導(支援)は、保護者・施設管理者が行い、外国人については、事前に周知活動を行うものとする。</p> </div> <p>○第4部第4章第1節 避難誘導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(前略) さらに、高齢者や障害者等の要配慮者を、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> </div>
4)	避難所機能及び運営体制の向上	<p>「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(令和3(2021)年5月)」等に基づき、指定福祉避難所との連携・強化に関わる記述を追記</p> <p>○第2部第4章第3節第2項 避難所の開設・運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2項 避難所の開設・運営</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(前略) 福祉避難所については、指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者となる要配慮者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化することが課題である。令和元(2019)年東日本台風の影響を踏まえ、改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(令和3(2021)年5月)」に準ずる必要がある。(後略)</p> </div>

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント
		<p>○第3部第10章第3節 一時（いつとき）集合場所・避難所・広域避難場所等の指定</p> <p>(6) 福祉避難所の指定 福祉避難所に関しては、人的・物的体制の整備を図ることで、あらかじめ指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、災害時には直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化することが求められている。（後略）</p> <p>○第3部第10章第6節 二次避難所及び福祉避難所の開設・運営</p> <p>(1) 二次避難所及び福祉避難所の開設基準 (前略) なお、福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定（令和3（2021）年5月）」より要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、要配慮者の直接避難を前提とした開設が必要となる。 また、要配慮者が福祉避難所への直接避難がすぐには困難であった場合には、まずは近くの指定避難所に避難し、災害などが落ち着いてから福祉避難所へ移動するといった避難の流れも、あらかじめ想定しておくことが重要となる。</p> <p>○第4部第4章第4節 指定避難所の開設・運営</p> <p>(3) 要配慮者への配慮 要配慮者が福祉避難所への直接避難がすぐには困難であった場合には、まずは近くの指定避難所に避難し、災害などが落ち着いてから福祉避難所へ移動するといった避難支援の流れも、あらかじめ想定しておくことが重要となる。 福祉避難所については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定（令和3（2021）年5月）」より要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することが求められていることから、要配慮者の直接避難を前提とした移動支援が必要となる。</p>
	(イ) 避難所における感染症対策の実施	<p>新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえ、今後の感染症対策に関わる記述に修正</p> <p>○第2部第4章第3節第2項 避難所の開設・運営</p> <p>第2項 避難所の開設・運営 【現状と課題】 (前略) さらに、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、今後の新たな感染症の発生を想定し、まん延防止を図るため、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>
	5) 応援・受援体制の整備 (ア) 東京都による市町村支援体制の充実	<p>「東京都災害時受援応援計画」等の関連計画に関わる記述を追加</p> <p>○第2部第4章第3節第4項 食料・日用品・飲料水等の確保</p> <p>(6) 受援体制の確保 (前略) また、「東京都災害時受援応援計画(令和5（2023）年11月改定予定）」に基づき、東京都と連携し、防災人材育成や受援応援体制の整備など平時の取組促進を図る。</p> <p>○第2部第4章第3節第8項 応援協力体制の整備</p> <p>(5) 受援計画 (前略) また、「東京都災害時受援応援計画(令和5（2023）年11月改定予定）」との整合を図り、東京都と連携し、役割分担や対応手順の明確化、平時の取組促進を図る。</p>

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント		
	(イ)「立川市受援計画」の作成	<p>立川市受援計画(令和6年3月作成予定)に関する記述を追加</p> <p>○第2部第4章第3節第4項 食料・日用品・飲料水等の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(6) 受援体制の確保</p> <p>令和6(2024)年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの物的応援を受け入れる庁内の体制について整理している。災害時に円滑に運用するために、全庁的な研修等の実施により、実行性のある受援体制を構築する。(後略)</p> </div> <p>○第2部第4章第4節第8項 応援協力体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(5) 受援計画</p> <p>令和6(2024)年4月に策定した「立川市受援計画」の中で、外部からの人的応援を受け入れる体制について整理している。災害時に円滑に運用するために、各班の体制の具体化や、全庁的な研修や訓練を通じたシミュレーション等により、実行性のある受援体制を構築する。(後略)</p> </div> <p>○第3部第5章第2節 広域応援要請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 協定市町村の受入</p> <p>本部指揮所班、職員班は、協定締結市町村からの職員の派遣が確定したときは、次のとおり受入体制を準備する。</p> <p>なお、各班においても受援計画をもとに受入の準備を行う。</p> </div>		
	6) 新たに建設される市所有施設の防災分野への活用	<p>○第2部第4章第4節第5項 災害廃棄物の処理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>(1) ごみ・災害廃棄物処理</p> <p>ごみ処理は、クリーンセンター「たちむにい」と総合リサイクルセンターで、市職員と委託職員が行い、また、家庭ごみの収集作業は民間委託で実施しており(ごみ収集車99台、粗大ごみ収集車3台)、事業系ごみの収集作業は許可業者が実施している。</p> </div> <p>○第2部第4章第4節第8項 応援協力体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 応援受入体制の整備</p> <p>① 派遣職員受入施設の確保</p> <p>クリーンセンター「たちむにい」、立川競輪場、立川拘置所を派遣職員の受入施設として位置付けているが、受援計画に合わせ、新たな受入施設を確保する必要がある。</p> </div> <p>○第3部第5章第2節 広域応援要請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 協定市町村の受入</p> <p>本部指揮所班、職員班は、協定締結市町村からの職員の派遣が確定したときは、次のとおり受入体制を準備する。なお、各班においても受援計画をもとに受入の準備を行う。</p> <p>(中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">応援受入拠点の確保</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">○ 宿舎、屋内施設としてクリーンセンター「たちむにい」、競輪場、立川拘置所を確保する。</td> </tr> </table> </div>	応援受入拠点の確保	○ 宿舎、屋内施設としてクリーンセンター「たちむにい」、競輪場、立川拘置所を確保する。
応援受入拠点の確保	○ 宿舎、屋内施設としてクリーンセンター「たちむにい」、競輪場、立川拘置所を確保する。			

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント		
		<p>○第3部第5章第4節 自衛隊派遣要請</p> <p>(5) 自衛隊の受入 本部指揮所班は、自衛隊の派遣が決定したときは、次のとおり部隊の受入体制を準備する。なお、受入拠点候補地の利用が困難な場合は、その状況に応じて受入先を確保する。(中略)</p> <table border="1" data-bbox="619 394 1321 510"> <tr> <td data-bbox="619 394 826 510">受入拠点候補地</td> <td data-bbox="826 394 1321 510"> <input type="radio"/> 立川競輪場 <input type="radio"/> クリーンセンター「たちむにい」 <input type="radio"/> 立川拘置所 <input type="radio"/> その他必要に応じ公共施設を確保 </td> </tr> </table>	受入拠点候補地	<input type="radio"/> 立川競輪場 <input type="radio"/> クリーンセンター「たちむにい」 <input type="radio"/> 立川拘置所 <input type="radio"/> その他必要に応じ公共施設を確保
受入拠点候補地	<input type="radio"/> 立川競輪場 <input type="radio"/> クリーンセンター「たちむにい」 <input type="radio"/> 立川拘置所 <input type="radio"/> その他必要に応じ公共施設を確保			
(イ) 立川市学校給食東共同調理場の防災分野への活用		<p>○第3部第12章第5節 支援物資の受入・配分</p> <p>(2) 支援物資の保管・仕分け・輸送 一次避難所における支援物資の保管・仕分けは避難所班が、輸送は物資調達班が担当し、それぞれ物流業者やボランティア等の協力を得て行う。なお、支援物資集配拠点での支援物資の受入・保管・仕分けは物資配布班が行う。</p> <p>■支援物資集配拠点</p> <p><input type="radio"/> 泉市民体育館 <input type="radio"/> 柴崎市民体育館 <input type="radio"/> 多摩広域防災倉庫</p> <p>【二次集配拠点】</p> <p><input type="radio"/> 学校給食東共同調理場 <input type="radio"/> 学校給食西共同調理場</p>		
(ウ) 東京都・立川市合同施設「コトリンク」の防災分野への活用		<p>○第2部第4章第3節第5項 帰宅困難者の安全確保</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(1) 立川駅周辺に滞留する帰宅困難者の対策 (前略) 立川駅南口東京都・立川市合同施設内「コトリンク」は、駅南口の好立地であることから、臨時案内所等を設置・運営するなど活用を図る。</p>		
(エ) 健康会館及びドリーム学園(R7移設・統合)の防災分野への活用		<p>○第2部第4章第3節第2項 避難所の開設・運営</p> <p>【現状と課題】 (前略) ドリーム学園についても、福祉避難所として指定しているが、現状では乳幼児向け施設の側面が強い一方で、障害者対応への期待もあり、今後、令和7(2025)年度の施設移転も見据えながら、福祉避難所の位置付けも検討していく。(後略)</p> <p>○第2部第4章第4節第4項 医療・救護体制の整備</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(1) 医療救護体制の整備</p> <p>① 活動拠点等の位置付け状況 (前略)健康会館については、令和7(2025)年度に移転を控えているため、医療救護対策本部及び立川市三師会災害対策本部の適正な運営について検討する必要がある。</p>		
7) 多様な支援団体との適切な連携				
(ア) 自動車メーカーによる給電車両の貸与と電源の使用に関する支援		<p>○第2部第4章第1節第4項 ライフラインの整備</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(3) 電気・ガス・電話 (前略)また、自動車メーカーとの災害時支援協定の締結に基づき、給電車両等を使用した電源の確保を図る。(後略)</p>		

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント
(イ) 電力会社による災害時の障害物除去支援		<p>○第2部第4章第1節第4項 ライフラインの整備</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(3) 電気</p> <p>(前略) さらに、災害時連携協定に基づき、東京電力パワーグリッドと連携して、電力の復旧に支障となる障害物等の除去及び応急措置を実施する。</p>
(ウ) 医療法人による緊急医療救護所運営		<p>○第3部第8章</p> <p>第4節 緊急医療救護所、避難所救護所等の設置及び活動</p> <p>(1) 緊急医療救護所</p> <p>発災から72時間の超急性期に立川市は指定病院、立川市三師会災害対策本部及び柔道整復師会と協力し、指定病院前に緊急医療救護所を設置する。超急性期は、傷病者が病院前に殺到し、病院機能が麻痺することが予想される。医療資源は限られており、救命を目的とする病院機能を保持するため、病院前に設置する緊急医療救護所においてトリアージを行い、黄色及び赤色の傷病者のみ病院内に搬送する。緑色の傷病者には応急処置を施し、避難所等へ誘導する。</p>
(エ) 医療法人による高齢者避難受入		<p>○第3部第14章第6節 緊急援護の実施</p> <p>(2) 二次避難所・福祉避難所での援護</p> <p>学習等供用施設や児童館などを二次避難所、福祉作業所や保育園等を福祉避難所として利用し、さらに必要な場合には地域福祉サービスセンター、利用可能なホテル等の宿泊施設を活用するほか、協定先の市内社会福祉法人、医療法人と連携して、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者を受け入れる。(後略)</p>
(オ) 民間企業による井戸水の供給		<p>○第2部第4章第3節第4項 食料・日用品・飲料水等の確保</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(2) 飲料水等の確保</p> <p>(前略) 農業用井戸や民間で所有する井戸については、生活用水としての災害時利用に関する協定を結んでおり、井戸水汲み上げ用の非常用発電機を設置している井戸(17箇所)もあることから、災害時の活用について具体化を図る。</p>
(カ) タクシー事業者等による避難行動要支援者移送		<p>○第2部第4章第3節第1項 避難行動要支援者等支援対策</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(6) 風水害時における避難行動要支援者の移送</p> <p>風水害時の早い段階における避難行動要支援者の移送体制の構築に向け、協定を締結しているタクシー会社との連携強化に加え、支援協定の拡充を進める。</p> <p>○第2部第4章第3節第2項 避難所の開設・運営</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(2) 避難所の開設・運営体制の構築</p> <p>(前略) トリアージ後の搬送体制を構築するため、協定を締結している福祉車両所有事業者、タクシー事業者等との連携強化に加え、支援協定の拡充を進める。(後略)</p>
(キ) 公益社団法人による応急救護活動の協力		<p>○第3部第8章第1節 基本方針と所管部署</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(前略) 超急性期には、重症度に応じた適切かつ迅速な医療を提供するため、指定した病院前に緊急医療救護所を、市と指定病院、三師会災害対策本部及び柔道整復師会が協力して設置する。(後略)</p>

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント
	(ク) 包装会社による災害時の段ボールベッド供給	<p>○第2部第3章第4節 避難所の運営</p> <p>(前略) また、要配慮者に対しては、避難所において、生活空間の配慮や、必要に応じた支援（介護や相談対応等）に留意する必要がある。また、必要に応じて、備蓄している簡易ベットや、災害時協定に基づき供給される段ボール製の簡易ベッド等を使用し、環境整備・改善を図る。</p>
	(ケ) 市内自治会による避難行動要支援者支援	<p>○第3部第9章第5節 市民・自治会・市民防災組織の役割</p> <p>(2) 市民・自治会・市民防災組織の活動</p> <p>(前略) また、要配慮者の情報を把握し、安否確認情報を小・中学校等に派遣される市の職員に提供する。また、事前に作成した個別避難計画に基づき、要配慮者等の避難支援を行う。救助が必要な場合には消防署へ連絡するとともに、できる限りの救出活動を行う。</p>
	(コ) イオンモールむさし村山及びセレモア白峯殿及びケーヨーデイツーによる車両による一時避難場所	<p>○第4部第4章第2節 避難場所、避難所等の指定</p> <p>(2) 車両による一時的な避難場所</p> <p>交通渋滞によって、避難行動や緊急車両の走行が阻害されることから、災害時の避難方法は徒歩が原則である。ただし、風水害時に警戒レベル4が発令されるよりも早い段階で、車両による避難以外の行動が取れない住民等を対象として、立川競輪場、イオンモールむさし村山、セレモア白峯殿及びケーヨーデイツーを、車両による一時的な避難場所として運用する。</p>
	(サ) 特定非営利活動法人による避難所運営等	<p>○第2部第4章第2節第4項 地域と事業所・商店街が連携した防災体制の整備</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの開設・設置及び運営</p> <p>(前略) 災害時のボランティア及びボランティアコーディネーターの育成を進めるため、市民団体のNPO法人立川災害ボランティアネット等と連携して市民等を対象に、学習会や研修会等を実施する。(後略)</p>
8) その他		
	(ア) 各課への意見照会結果の反映 ①各施策・事業の進捗に合わせた修正	<p>各施策・事業の進捗に合わせ、現状値や関連計画等を修正</p> <p>○第2部第4章第1節第2項 道路・橋りょうの整備</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(3) 橋りょうと歩道橋</p> <p>立川市が管理する橋長2m以上の橋りょうは43橋、横断歩道橋は8橋あり、高度経済成長期に建設が集中していることから、老朽化への対応が喫緊の課題となっており、補修・補強による耐震化を進めていく必要がある。</p> <p>市内緊急輸送道路上の橋りょうは15橋（うち1橋は跨道橋）あり、令和2（2020）年3月の調査において健全度区分Ⅰ（健全）が4橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が11橋、また、市内緊急輸送道路を跨ぐ横断歩道橋は3橋あり、健全度区分Ⅰ（健全）が1橋、健全度区分Ⅱ（予防保全段階）が1橋、健全度区分Ⅲ（早期措置段階）が1橋となっている。</p> <p>また、都道上の東京都が管理する橋りょう及び横断歩道橋については、都で定めた予防保全計画、個別施設計画に基づき維持管理を行っている。</p>

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント																																																																																																																																																																																																									
	<p>②情報発信ツールの追加</p> <p>③災害時の下水処理要領の変更</p> <p>④組織変更等に伴う事務分掌の修正</p>	<p>気象情報に関する情報発信ツールとして、LINE が追加されたことによる記述の修正</p> <p>○第2部第4章第4節 危機管理体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1項 初動体制の整備と情報提供のしくみづくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(前略)令和2(2020)年度には、気象庁が発表する気象情報を見守りメール、X(旧ツイッター)で自動配信するしくみを構築し、令和4(2022)年度にはこのしくみにLINEを追加した。</p> </div> <p>錦町下水処理場について、令和5年4月1日からし尿の搬入先が湖南衛生組合へ変更となったため、記述を修正</p> <p>○第2部第4章第5項 災害廃棄物の処理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) し尿処理の現状</p> <p>し尿処理は、平時は湖南衛生組合で行っている。(後略)</p> </div> <p>組織変更等に伴い、事務分掌の修正</p> <p>○第3部第1章第3節 災害対策本部の組織と職員態勢</p> <table border="1" data-bbox="611 902 1453 1547"> <thead> <tr> <th colspan="2">●総合政策部 責任者：総合政策部長、副責任者：企画政策課長</th> <th colspan="4">着手時間</th> <th rowspan="2">応急計画(地震対策編)の該当する章</th> </tr> <tr> <th>班</th> <th>平常時課名</th> <th>応急活動内容</th> <th>直ちに</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">政策班</td> <td rowspan="5">企画政策課</td> <td>1 災害対策本部の開設協力</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第1章</td> </tr> <tr> <td>2 臨時ヘリポート開設の調整</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第19章</td> </tr> <tr> <td>3 災害時の応急的空地利用の調整</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第16・20章</td> </tr> <tr> <td>4 災害犠牲者の合同慰霊行事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5 復旧・復興計画の基本方針立案及び総合調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>(第6部)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報推進課</td> <td>1 災害対策本部の開設協力</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第1章</td> </tr> <tr> <td>2 電子計算機の保守</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1 帰宅困難者対策</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第13章</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">男女平等参画課</td> <td>2 女性の災害相談</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">秘書課</td> <td>1 本部長及び副本部長の秘書業務</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2 災害視察及び見舞者の接遇</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">広報班</td> <td rowspan="3">広報課</td> <td>1 災害時における広報業務</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td>2 報道機関との連絡調整</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td>3 ホームページ運営</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シティプロモーション推進担当課</td> <td>4 被災者総合支援センターの開設・運営</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td>5 生活関連施設の復旧に関する情報の提供</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政経営課</td> <td>1 災害時における広報業務</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td>2 被災者総合支援センターの開設・運営</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>第4章</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="611 1559 1453 1865"> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ごみ対策班</td> <td rowspan="5">ごみ対策課</td> <td>1 災害廃棄物処理に関する総合調整</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>2 仮置場の確保</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>3 関係業者の指導及び連絡調整</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>4 清掃施設(リサイクルセンター)の災害応急・復旧</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>5 し尿処理に関すること</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">クリーンセンター</td> <td>1 災害廃棄物処理に関する総合調整</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>2 クリーンセンター「たちまちに」の災害応急・復旧</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>3 クリーンセンター「たちまちに」の運営・管理</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>4 他都市職員受入拠点の開設・運営</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>第5章</td> </tr> <tr> <td>5 災害廃棄物の受入</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> <tr> <td>旧清掃工場担当課</td> <td>1 災害廃棄物処理に関する総合調整</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第16章</td> </tr> </tbody> </table>	●総合政策部 責任者：総合政策部長、副責任者：企画政策課長		着手時間				応急計画(地震対策編)の該当する章	班	平常時課名	応急活動内容	直ちに	3日以内	1週間以内	1週間以降	政策班	企画政策課	1 災害対策本部の開設協力	●				第1章	2 臨時ヘリポート開設の調整		●			第19章	3 災害時の応急的空地利用の調整		●			第16・20章	4 災害犠牲者の合同慰霊行事				●	-	5 復旧・復興計画の基本方針立案及び総合調整				●	(第6部)	情報推進課	1 災害対策本部の開設協力	●				第1章	2 電子計算機の保守	●				-	1 帰宅困難者対策	●				第13章	男女平等参画課	2 女性の災害相談		●			第4章	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書業務	●				-	2 災害視察及び見舞者の接遇			●		-	広報班	広報課	1 災害時における広報業務	●				第4章	2 報道機関との連絡調整	●				第4章	3 ホームページ運営	●				第4章	シティプロモーション推進担当課	4 被災者総合支援センターの開設・運営			●		第4章	5 生活関連施設の復旧に関する情報の提供		●			第4章	行政経営課	1 災害時における広報業務	●				第4章	2 被災者総合支援センターの開設・運営			●		第4章	ごみ対策班	ごみ対策課	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章	2 仮置場の確保	●				第16章	3 関係業者の指導及び連絡調整	●				第16章	4 清掃施設(リサイクルセンター)の災害応急・復旧		●			第16章	5 し尿処理に関すること		●			第16章	クリーンセンター	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章	2 クリーンセンター「たちまちに」の災害応急・復旧		●			第16章	3 クリーンセンター「たちまちに」の運営・管理		●			第16章	4 他都市職員受入拠点の開設・運営			●		第5章	5 災害廃棄物の受入			●		第16章	旧清掃工場担当課	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章
●総合政策部 責任者：総合政策部長、副責任者：企画政策課長		着手時間				応急計画(地震対策編)の該当する章																																																																																																																																																																																																					
班	平常時課名	応急活動内容	直ちに	3日以内	1週間以内		1週間以降																																																																																																																																																																																																				
政策班	企画政策課	1 災害対策本部の開設協力	●				第1章																																																																																																																																																																																																				
		2 臨時ヘリポート開設の調整		●			第19章																																																																																																																																																																																																				
		3 災害時の応急的空地利用の調整		●			第16・20章																																																																																																																																																																																																				
		4 災害犠牲者の合同慰霊行事				●	-																																																																																																																																																																																																				
		5 復旧・復興計画の基本方針立案及び総合調整				●	(第6部)																																																																																																																																																																																																				
	情報推進課	1 災害対策本部の開設協力	●				第1章																																																																																																																																																																																																				
		2 電子計算機の保守	●				-																																																																																																																																																																																																				
		1 帰宅困難者対策	●				第13章																																																																																																																																																																																																				
	男女平等参画課	2 女性の災害相談		●			第4章																																																																																																																																																																																																				
		秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書業務	●				-																																																																																																																																																																																																			
2 災害視察及び見舞者の接遇				●		-																																																																																																																																																																																																					
広報班	広報課	1 災害時における広報業務	●				第4章																																																																																																																																																																																																				
		2 報道機関との連絡調整	●				第4章																																																																																																																																																																																																				
		3 ホームページ運営	●				第4章																																																																																																																																																																																																				
	シティプロモーション推進担当課	4 被災者総合支援センターの開設・運営			●		第4章																																																																																																																																																																																																				
		5 生活関連施設の復旧に関する情報の提供		●			第4章																																																																																																																																																																																																				
	行政経営課	1 災害時における広報業務	●				第4章																																																																																																																																																																																																				
		2 被災者総合支援センターの開設・運営			●		第4章																																																																																																																																																																																																				
ごみ対策班	ごみ対策課	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章																																																																																																																																																																																																				
		2 仮置場の確保	●				第16章																																																																																																																																																																																																				
		3 関係業者の指導及び連絡調整	●				第16章																																																																																																																																																																																																				
		4 清掃施設(リサイクルセンター)の災害応急・復旧		●			第16章																																																																																																																																																																																																				
		5 し尿処理に関すること		●			第16章																																																																																																																																																																																																				
	クリーンセンター	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章																																																																																																																																																																																																				
		2 クリーンセンター「たちまちに」の災害応急・復旧		●			第16章																																																																																																																																																																																																				
		3 クリーンセンター「たちまちに」の運営・管理		●			第16章																																																																																																																																																																																																				
		4 他都市職員受入拠点の開設・運営			●		第5章																																																																																																																																																																																																				
		5 災害廃棄物の受入			●		第16章																																																																																																																																																																																																				
旧清掃工場担当課	1 災害廃棄物処理に関する総合調整	●				第16章																																																																																																																																																																																																					

**立川市地域防災計画
における修正箇所及びポイント**

重点項目

⑤新たな被害想定等を踏まえて、関連資料の見直し

新たな被害想定等を踏まえて、避難所施設関係（付帯設備、受入者数）、備蓄状況の修正

○関連資料

一次避難所（地震災害時）一覧

番号	名称	所在地	電話	FAX	無線番号	階層	付帯設備
1	第四小学校	富士見町4-4-1	523-5228	529-0852	714	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
2	旧多摩川小学校	富士見町6-46-1	595-6347	595-6348	730	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ
3	新生小学校	富士見町6-69-1	524-3148	529-0993	723	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
4	立川第八中学校	富士見町7-24-1	526-2007	529-1180	739	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
5	第一小学校	柴崎町2-20-3	523-4428	529-0840	711	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
6	立川第一中学校	柴崎町1-3-4	523-4328	529-1005	732	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi

児童・生徒数 (R5(2023).5.1 時点)	敷地面積 (㎡)	建物床面積 (㎡)	最大受入者数※3	避難対象地域※4	防災倉庫 設置場所	応急給水 タンク容量 (t)	名称
552	15,141	6,316	860	富士見、曙	1、2階	20	第四小学校
-	14,104	5,245	720	富士見	1階	20	旧多摩川小学校
308	15,516	70,94	970	富士見	屋外	20	新生小学校
186	18,097	10,604	1,450	富士見	屋外	20	立川第八中学校
502	11,512	11,950	1,630	柴崎	屋外	0※5	第一小学校
466	16,720	8,726	1,190	柴崎	2階	20	立川第一中学校

一次避難所備蓄品一覧（令和6（2024）年4月現在）

備蓄品名	備蓄場所 単位	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十
		小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
飲料水(2ℓ)	本	10,002	-	-	-	5,004	2,004	5,004	5,004	5,004	-
液体ミルク	缶	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
アレルギー用粉ミルク	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
哺乳ビン(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
哺乳瓶消毒容器	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
哺乳瓶消毒薬	錠	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
折りたたみポリ容器(5ℓ)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
クイックコンロ	個	340	700	700	700	700	700	700	360	700	340
大釜・かまど	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

⑥二次避難所（地震災害時）の追加

二次避難所（地震災害時）に「錦第四学童保育所」が追加されたため、「二次避難所（地震災害時）」を修正

○関連資料

二次避難所（地震災害時）一覧

番号	名称	所在地	電話	FAX	無線番号	階層
1	総合福祉センター	富士見町2-36-47	529-8300	529-8714	141	2階地下1階
2	滝ノ上会館	富士見町4-16-10	527-8762	527-8762	-	2階
3	富士見児童館・南富士見学童保育所	富士見町7-7-12	525-9020	512-7477	-	2階
4	多摩川学童保育所※4	富士見町6-51-1	527-5510	527-5510	-	1階
5	柴崎学習館	柴崎町2-15-8	524-2773	524-9459	761	3階地下1階
6	柴崎会館	柴崎町1-16-3	529-1081	529-1081	-	3階
7	柴崎福祉会館	柴崎町5-11-26	523-4012	521-2738	421	2階地下1階
8	錦学習館	錦町3-12-25	527-6743	527-6743	762	2階
9	たましんRISURUホール（市民会館）	錦町3-3-20	526-1311	512-5693	904	5階地下1階
10	錦児童館・錦学童保育所	錦町3-12-1	525-6684	525-6684	-	2階
11	錦第四学童保育所	錦町4-3-11	506-1159	506-1159	-	1階

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント																																																																											
	<p>⑦「開設段階に応じた風水害時指定避難所一覧」の作成</p> <p>⑧「風水害時車両による一時的な避難所一覧」の作成</p> <p>⑨「浸水予想区域内要配慮者利用施設【対象流域：残堀川他】」の調整</p>	<p>浸水想定や実態の水害ハザードマップ等と整合を図り、調整</p> <p>○第4部第4章第2節 避難場所、避難所等の指定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 避難場所、避難所等の指定</p> <p>令和元(2019)年に発生した東日本台風における経験を教訓とし、より効果的な対策を講じている。指定避難所の開設については災害の規模に応じて、3段階に分け段階的に開設する。第1段階では多摩川の氾濫を想定し、がけ上部分の4施設(滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場)を開設し、第2段階においては小中学校等を21箇所開設するが、立川市水害ハザードマップ上で浸水可能性がある区域に在する小中学校等9箇所(第九、新生、上砂川、西砂各小学校、立川第五、立川第七、立川第八各中学校、旧多摩川小学校、旧若葉小学校)は開設しない。第3段階においては、地震における二次避難所に該当する避難所等9箇所を開設する。</p> </div> <p>○関連資料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>風水害時指定避難所開設段階別一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【第1段階】4施設</td> <td>滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場集合棟</td> </tr> <tr> <td>【第2段階】21施設</td> <td>第四小学校、第一小学校、立川第一中学校、第三小学校、第七小学校、第六小学校、立川第三中学校、第二小学校、第五小学校、立川第二中学校、南砂小学校、若葉台小学校、立川第九中学校、第八小学校、幸小学校、立川第四中学校、第十小学校、柏小学校、立川第六中学校、大山小学校、松中小学校</td> </tr> <tr> <td>【第3段階】9施設</td> <td>柴崎学習館、女性総合センター(5階のみ)・中央図書館、さかえ会館、若葉会館、砂川学習館、こんびら橋会館、上砂会館、西砂学習館、西砂会館</td> </tr> <tr> <td>浸水の可能性があるため、開設しない一次避難所(9施設)</td> <td>旧多摩川小学校、新生小学校、立川第八中学校、旧若葉小学校、第九小学校、上砂川小学校、立川第五中学校、西砂小学校、立川第七中学校</td> </tr> </table> </div> <p>協定内容等と整合を図り、作成</p> <p>○関連資料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>風水害時における車両による一時避難所一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所有</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>受入台数</th> <th>トイレの有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>立川競輪場</td> <td>市</td> <td>曙町3-30</td> <td>524-1121</td> <td>150台程度</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>セレモア白峯殿</td> <td>民間</td> <td>柏町1-26-4</td> <td>534-1111</td> <td>75台程度</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>イオンモールむさし村山</td> <td>民間</td> <td>武蔵村山市榎1-1-3</td> <td>566-8125</td> <td>100台程度</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ケーヨーデイツー</td> <td>民間</td> <td>幸町2-32-1</td> <td>534-6380</td> <td>50台程度</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> </div>	【第1段階】4施設	滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場集合棟	【第2段階】21施設	第四小学校、第一小学校、立川第一中学校、第三小学校、第七小学校、第六小学校、立川第三中学校、第二小学校、第五小学校、立川第二中学校、南砂小学校、若葉台小学校、立川第九中学校、第八小学校、幸小学校、立川第四中学校、第十小学校、柏小学校、立川第六中学校、大山小学校、松中小学校	【第3段階】9施設	柴崎学習館、女性総合センター(5階のみ)・中央図書館、さかえ会館、若葉会館、砂川学習館、こんびら橋会館、上砂会館、西砂学習館、西砂会館	浸水の可能性があるため、開設しない一次避難所(9施設)	旧多摩川小学校、新生小学校、立川第八中学校、旧若葉小学校、第九小学校、上砂川小学校、立川第五中学校、西砂小学校、立川第七中学校	番号	名称	所有	所在地	電話	受入台数	トイレの有無	1	立川競輪場	市	曙町3-30	524-1121	150台程度	有	2	セレモア白峯殿	民間	柏町1-26-4	534-1111	75台程度	有	3	イオンモールむさし村山	民間	武蔵村山市榎1-1-3	566-8125	100台程度	有	4	ケーヨーデイツー	民間	幸町2-32-1	534-6380	50台程度	有																																
【第1段階】4施設	滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場集合棟																																																																												
【第2段階】21施設	第四小学校、第一小学校、立川第一中学校、第三小学校、第七小学校、第六小学校、立川第三中学校、第二小学校、第五小学校、立川第二中学校、南砂小学校、若葉台小学校、立川第九中学校、第八小学校、幸小学校、立川第四中学校、第十小学校、柏小学校、立川第六中学校、大山小学校、松中小学校																																																																												
【第3段階】9施設	柴崎学習館、女性総合センター(5階のみ)・中央図書館、さかえ会館、若葉会館、砂川学習館、こんびら橋会館、上砂会館、西砂学習館、西砂会館																																																																												
浸水の可能性があるため、開設しない一次避難所(9施設)	旧多摩川小学校、新生小学校、立川第八中学校、旧若葉小学校、第九小学校、上砂川小学校、立川第五中学校、西砂小学校、立川第七中学校																																																																												
番号	名称	所有	所在地	電話	受入台数	トイレの有無																																																																							
1	立川競輪場	市	曙町3-30	524-1121	150台程度	有																																																																							
2	セレモア白峯殿	民間	柏町1-26-4	534-1111	75台程度	有																																																																							
3	イオンモールむさし村山	民間	武蔵村山市榎1-1-3	566-8125	100台程度	有																																																																							
4	ケーヨーデイツー	民間	幸町2-32-1	534-6380	50台程度	有																																																																							
		<p>浸水想定と施設分布を踏まえて、調整</p> <p>○関連資料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>浸水予想区域内要配慮者利用施設</p> <p>【対象流域：残堀川】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>たんぼぼ</td> <td>富士見町1-18-10 コーレ立川1階1号</td> <td>519-3246</td> <td>519-3246</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西立川児童会館 (西立川学童保育所)</td> <td>富士見町1-23-6</td> <td>525-0571</td> <td>525-0571</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>サンビナス立川</td> <td>富士見町1-33-3</td> <td>527-8866</td> <td>527-7007</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護老人保健施設 パークサイドヴィラ</td> <td>富士見町1-36-6</td> <td>540-0099</td> <td>540-0095</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>グランクレール立川ケアレジデンス</td> <td>富士見町2-3-21</td> <td>506-1163</td> <td>524-1103</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>富士見保育園</td> <td>富士見町2-26-1</td> <td>522-2834</td> <td>523-1231</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>グループホーム やわらぎ・西立川</td> <td>富士見町2-31-23</td> <td>526-2217</td> <td>526-2208</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>フェローホームズ 仲間の家</td> <td>富士見町2-36-43</td> <td>523-7601</td> <td>523-7605</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>フェローホームズ 森の家</td> <td>富士見町2-36-43</td> <td>523-7601</td> <td>523-7605</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>ヴィラ・フェローホームズ</td> <td>富士見町2-36-43</td> <td>523-7601</td> <td>523-7605</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>新生小学校(ひまわり学級)</td> <td>富士見町6-69-1</td> <td>525-3897</td> <td>529-0993</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>ブロッサムビレッジ立川</td> <td>富士見町7-5-11</td> <td>540-6771</td> <td>540-6772</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>愛光第五保育園</td> <td>富士見町7-23-5</td> <td>524-4115</td> <td>526-5771</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>立川第八中学校(八中プラス)</td> <td>富士見町7-24-1</td> <td>526-2007</td> <td>529-1180</td> </tr> </tbody> </table> </div>	番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX	1	たんぼぼ	富士見町1-18-10 コーレ立川1階1号	519-3246	519-3246	2	西立川児童会館 (西立川学童保育所)	富士見町1-23-6	525-0571	525-0571	3	サンビナス立川	富士見町1-33-3	527-8866	527-7007	4	介護老人保健施設 パークサイドヴィラ	富士見町1-36-6	540-0099	540-0095	5	グランクレール立川ケアレジデンス	富士見町2-3-21	506-1163	524-1103	6	富士見保育園	富士見町2-26-1	522-2834	523-1231	7	グループホーム やわらぎ・西立川	富士見町2-31-23	526-2217	526-2208	8	フェローホームズ 仲間の家	富士見町2-36-43	523-7601	523-7605	9	フェローホームズ 森の家	富士見町2-36-43	523-7601	523-7605	10	ヴィラ・フェローホームズ	富士見町2-36-43	523-7601	523-7605	11	新生小学校(ひまわり学級)	富士見町6-69-1	525-3897	529-0993	12	ブロッサムビレッジ立川	富士見町7-5-11	540-6771	540-6772	13	愛光第五保育園	富士見町7-23-5	524-4115	526-5771	14	立川第八中学校(八中プラス)	富士見町7-24-1	526-2007	529-1180
番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX																																																																									
1	たんぼぼ	富士見町1-18-10 コーレ立川1階1号	519-3246	519-3246																																																																									
2	西立川児童会館 (西立川学童保育所)	富士見町1-23-6	525-0571	525-0571																																																																									
3	サンビナス立川	富士見町1-33-3	527-8866	527-7007																																																																									
4	介護老人保健施設 パークサイドヴィラ	富士見町1-36-6	540-0099	540-0095																																																																									
5	グランクレール立川ケアレジデンス	富士見町2-3-21	506-1163	524-1103																																																																									
6	富士見保育園	富士見町2-26-1	522-2834	523-1231																																																																									
7	グループホーム やわらぎ・西立川	富士見町2-31-23	526-2217	526-2208																																																																									
8	フェローホームズ 仲間の家	富士見町2-36-43	523-7601	523-7605																																																																									
9	フェローホームズ 森の家	富士見町2-36-43	523-7601	523-7605																																																																									
10	ヴィラ・フェローホームズ	富士見町2-36-43	523-7601	523-7605																																																																									
11	新生小学校(ひまわり学級)	富士見町6-69-1	525-3897	529-0993																																																																									
12	ブロッサムビレッジ立川	富士見町7-5-11	540-6771	540-6772																																																																									
13	愛光第五保育園	富士見町7-23-5	524-4115	526-5771																																																																									
14	立川第八中学校(八中プラス)	富士見町7-24-1	526-2007	529-1180																																																																									

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント
	<p>(イ) 関係機関への意見照会結果の反映</p> <p>① 消防署からの意見を踏まえた修正</p>	<p>消防署に関わる実態・活動内容に合わせた内容の修正</p> <p>○ 第2部第3章第1節 建築物の耐震化や市街地等の整備</p> <p>(前略)消防署は、各事業所に対しては、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所・市民に対しては、立入検査及び防火診断を通じた火気対策や防火防災対策を推進するとともに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図り、初期消火体制の強化を図る。</p> <p>また、消防用設備の適正な維持管理や、災害時の活動体制の確立及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。(後略)</p> <p>○ 第2部第4章第2節第3項 防災訓練の充実</p> <p>【施策の方向性と事業計画】</p> <p>(2) 地域の防災訓練の充実</p> <p>(前略)消防署の指導により、市民防災組織に対しては、救出・救護に係る啓発を推進する。(後略)</p> <p>○ 第3部第6章第3節 消防署(東京消防庁)の活動</p> <p>(1) 活動態勢</p> <p>① 震災第一非常配備態勢</p> <p>以下の場合、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</p> <p>ア 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき</p> <p>イ 東京消防庁及び区市町村(島しょを除く。)の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強を示す地震が発生したとき</p> <p>ウ アの地域に地震が発生し、当該地震により被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき</p> <p>② 震災第二非常配備態勢</p> <p>以下の場合、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</p> <p>ア 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>イ 東京消防庁及び区市町村(島しょを除く。)の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき</p> <p>ウ アの地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき</p> <p>③ 非常参集</p> <p>震災第一非常配備態勢を発令した時は発令時に勤務している職員及び所要の職員、また震災第二非常配備態勢を発令した時は全消防職員が各招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</p> <p>(2) 消防署の活動基本方針</p> <p>○ 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。</p> <p>○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等の活動を行う。</p> <p>○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主に行う。</p>

重点項目 **主な修正内容** **立川市地域防災計画
における修正箇所及びポイント**

○第3部第21章第5節 関係機関のボランティア活動

(2) 東京消防庁災害時支援ボランティア

資 格	活動内容
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や、応急救護活動などを実施。
1 応急救護に関する知識を有する者	2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。
2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者	※ 参集 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集する。
3 元東京消防庁職員	
4 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	

自治会及び市民防災組織へのスタンドパイプ貸与状況を追加

○関連資料

自治会及び市民防災組織

(177 自治会 市民防災組織 139 組織)
自治会名の前に*印のある団体は、市民防災組織のみ結成。
※スタンドパイプは、東京都水運局からの貸与によるものである。

市民消防隊結成団体			
地域	自治会名	市民防災組織結成団体	スタンドパイプ貸与自治会※
富士見町	富士東協和会	○	
	五月会	○	○
	東親会	○	
	富士見町二丁目自治会	○	
	上富士町会		
	東親和会	○	
	富士見町四丁目西町会	○	
	富士見会	○	
	富士見町五丁目南町会	○	
	喜多町会	○	
	親生会	○	○
	立桜会	○	
	レガリア会	○	
	富士見町住宅自治会	○	
	富士見町多摩川団地自治会	○	○
	富士見町五丁目都営第二アパート自治会	○	
*メロディーハイム立川アクアアリーナ管理組合	○		
羽衣町	羽衣会	○	○
	羽衣町1丁目第2アパート自治会		
	羽衣本町会	○	
	東羽衣会	○	○
	羽衣町二丁目北町会	○	
	羽衣町住宅管理組合自治会	○	
	羽衣町三丁目自治会	○	
	羽衣町みのわ会	○	
	コープ西国立自治会		
	羽衣第3アパート自治会	○	
	都営羽衣町1丁目アパート自治会	○	
曙一東自治会			
曙町一丁目西町会	○		
曙一南自治会	○	○	
曙町二丁目東和会	○		
曙町二丁目西町会			
曙二南町会			

②三師会からの意見を踏まえた修正

医療救護に関わる実態・活動内容に合わせた内容の修正及び追加

○第3部第8章第8章 医療救護

第4節 緊急医療救護所、避難所医療救護所等の設置及び活動

(1) 緊急医療救護所

発災から72時間の超急性期に立川市は指定病院、立川市三師会災害対策本部及び柔道整復師会と協力し、指定病院前に緊急医療救護所を設置する。超急性期は、傷病者が病院前に殺到し、病院機能が麻痺することが予想される。医療資源は限られており、救命を目的とする病院機能を保持するため、病院前に設置する緊急医療救護所においてトリアージを行い、黄色及び赤色の傷病者のみ病院内に搬送する。緑色の傷病者には応急処置を施し、避難所等へ誘導する。

(中略)

(2) 避難所救護所

医療救護班は、市内各中学校に順次、避難所救護所を設置する。

超急性期は、地域での救護活動を主とし、応急処置は必要最小限にとどめ、重傷者等は、医療機関への搬送に努める。急性期以降は、医師等による巡回診療や保健師等の専門職による巡回健康相談を行う。

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント																													
		<p>第5節 搬送態勢の確立</p> <p>(1) 緊急医療救護所からの搬送</p> <p>指定病院前に緊急医療救護所が設置されるので、トリアージによる識別票が黄、赤の傷病者は当該病院にて治療する。当該病院では対応できない傷病者は、医療救護対策本部にいる市災害医療コーディネーターと連絡を取り、収容病院を探し搬送する。市内の病院で対応できない場合、医療救護班は、北多摩西部保健医療圏（二次保健医療圏）の医療対策拠点に傷病者を受け入れる病院の確保を要請する。</p> <p>■災害拠点病院等</p> <table border="1" data-bbox="603 555 1437 880"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【災害拠点病院】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 災害医療センター</td> <td>緑町3256</td> </tr> <tr> <td>国家公務員等共済組合連合会 立川病院</td> <td>錦町4-2-22</td> </tr> <tr> <td>社会医療法人財団大和会 東大和病院</td> <td>東大和市南街2-2-1</td> </tr> <tr> <td>【災害拠点連携病院】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人社団健生会 立川相互病院</td> <td>緑町4-1</td> </tr> <tr> <td>医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院</td> <td>昭島市松原町2-15</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 昭島病院</td> <td>昭島市中神町1260</td> </tr> <tr> <td>社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院</td> <td>武蔵村山市榎1-1-5</td> </tr> <tr> <td>【災害医療支援病院】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 特殊医療</p> <p>(1) 人工透析患者への対応</p> <p>人工透析患者は、1回の透析に120～150リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要する。</p> <p>医療救護班は、人工透析患者の適切な医療体制を確保するため、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク（以下「三多摩ネットワーク」という。）北多摩西部ブロック、立川市医師会、透析医療機関等と連携し、次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="603 1167 1437 1487"> <tbody> <tr> <td>○ 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロック及び立川市医師会と連携し、透析医療機関の被災状況等の確認に努める。</td> </tr> <tr> <td>○ 生活支援班及び避難所班と協力して、避難所等において透析患者の情報を把握する。</td> </tr> <tr> <td>○ 透析患者が通院医療機関との連絡が取れないなど透析が受けられない場合は、三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックと連携し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。</td> </tr> <tr> <td>○ 避難所等における食事への相談、腹膜透析時のバック交換場所や電源確保等必要な支援について、生活支援班・避難所班と協力して行う。</td> </tr> <tr> <td>○ 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックから透析用水の支援要請があった場合、北多摩西部保健医療圏医療対策拠点を通じ、都保健医療局へ支援要請を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(2) 在宅難病患者への対応</p> <p>人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」に定めた方法等により、在宅難病患者の療養継続のための支援、または必要に応じて搬送及び救護を行う。</p> <p>このため、生活支援班では平常時から保健所と連携して患者を把握し、避難行動要支援者名簿に適切に登載するとともに、医療救護班との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。</p> <p>(3) 災害時の小児周産期領域への対応</p> <p>東京都は災害時に小児周産期医療に関し、必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、平時より都内や当該地域における小児・周産期医療提供体制に精通している医師を東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンに指定する。東京都災害小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンの主な役割と配置について次のとおりである。</p>	名称	所在地	【災害拠点病院】		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	緑町3256	国家公務員等共済組合連合会 立川病院	錦町4-2-22	社会医療法人財団大和会 東大和病院	東大和市南街2-2-1	【災害拠点連携病院】		社会医療法人社団健生会 立川相互病院	緑町4-1	医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院	昭島市松原町2-15	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 昭島病院	昭島市中神町1260	社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院	武蔵村山市榎1-1-5	【災害医療支援病院】		災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院		○ 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロック及び立川市医師会と連携し、透析医療機関の被災状況等の確認に努める。	○ 生活支援班及び避難所班と協力して、避難所等において透析患者の情報を把握する。	○ 透析患者が通院医療機関との連絡が取れないなど透析が受けられない場合は、三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックと連携し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。	○ 避難所等における食事への相談、腹膜透析時のバック交換場所や電源確保等必要な支援について、生活支援班・避難所班と協力して行う。	○ 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックから透析用水の支援要請があった場合、北多摩西部保健医療圏医療対策拠点を通じ、都保健医療局へ支援要請を行う。
名称	所在地																														
【災害拠点病院】																															
独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	緑町3256																														
国家公務員等共済組合連合会 立川病院	錦町4-2-22																														
社会医療法人財団大和会 東大和病院	東大和市南街2-2-1																														
【災害拠点連携病院】																															
社会医療法人社団健生会 立川相互病院	緑町4-1																														
医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院	昭島市松原町2-15																														
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 昭島病院	昭島市中神町1260																														
社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院	武蔵村山市榎1-1-5																														
【災害医療支援病院】																															
災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院																															
○ 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロック及び立川市医師会と連携し、透析医療機関の被災状況等の確認に努める。																															
○ 生活支援班及び避難所班と協力して、避難所等において透析患者の情報を把握する。																															
○ 透析患者が通院医療機関との連絡が取れないなど透析が受けられない場合は、三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックと連携し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。																															
○ 避難所等における食事への相談、腹膜透析時のバック交換場所や電源確保等必要な支援について、生活支援班・避難所班と協力して行う。																															
○ 三多摩ネットワーク北多摩西部ブロックから透析用水の支援要請があった場合、北多摩西部保健医療圏医療対策拠点を通じ、都保健医療局へ支援要請を行う。																															

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント						
		<table border="1" data-bbox="608 210 1444 427"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 災害時小児周産期リエゾン</td> <td>都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師（6名）</td> </tr> <tr> <td>地域 災害時小児周産期リエゾン</td> <td>各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各2名）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="592 465 1444 640">医療救護班は、地域災害医療コーディネーターと連携し、小児周産期領域に係る医療救護については地域災害時小児周産期リエゾンへ要請を行う。その要請を受け、地域災害時小児周産期リエゾンが、搬送先や搬送方法、搬送人員等を調整する。また、二次保健医療圏域内や近隣等の医療対策拠点で対応が困難な場合は、東京都へ要請を行う。</p> <p data-bbox="592 651 1444 752">なお、緊急医療救護所や避難所救護所における妊産婦及び乳児に対する支援及び協力を実施する必要性が生じた場合は、東京都助産師会北多摩第一分会に支援の要請を行うことができる。</p> <p data-bbox="624 768 786 792">■助産活動内容</p> <ul data-bbox="624 792 1142 853" style="list-style-type: none"> ○ 妊産婦及び乳児に対する心身両面のケア ○ 分娩以外の応急救護活動 <p data-bbox="608 887 722 911">(第7節略)</p> <p data-bbox="592 947 831 972">第8節 ころのケア</p> <p data-bbox="592 985 1444 1120">医療救護班は、知的・精神障害者や大規模な災害による心的外傷後ストレス障害等を負った被災住民や支援者に対処するため東京都災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を東京DPAT活動拠点本部に要請し、情報提供等を行う。（後略）</p>	種別	役割	東京都 災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師（6名）	地域 災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各2名）
種別	役割							
東京都 災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師（6名）							
地域 災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各2名）							

③東京ガスグループからの意見を踏まえた修正

「ガスメーターの復帰方法」の更新

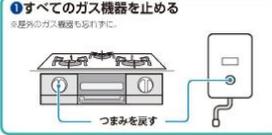
○関連資料

ガスメーターの復帰方法（復旧マイマップ裏面）

ガスメーターの復帰方法

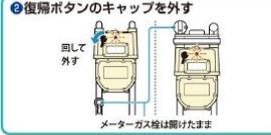
ガスの使われかたに異常の疑いがあったり、震度5程度以上の揺れを感知したときなどに、ガスメーターが自動的にガスを止めます。ガスが止まって、ガスメーターの赤ランプが点滅していたら、以下の手順で復帰をお願いします。

①すべてのガス機器を止める
※屋外のガス機器も止めます。



つまみを戻す

②復帰ボタンのキャップを外す



回して外す
メーターガス栓は開けたまま

③復帰ボタンをしっかりと奥まで押し込み、ゆっくり手を放す
赤ランプが点滅した後は、また点滅が繰り返します。
※ランプが点滅しないこともあります。



④ガスを使わないで約3分待つ
ランプの点滅が消えていたら、ガスが使えます。
戻らない場合は、もう一度②から。
※それでも点滅しない場合は東京ガスネットワークへご連絡ください。



約3分待つ
キャップを元に戻す

ガスメーターの主な設置場所例（家庭用ガスメーターの場合）



共用廊下
玄関脇や共用廊下のメーターボックス内



外に施設別設置
(都営建物のシールが貼ってあります)



屋外・玄関付近の外壁

ガス漏れ通報専用電話

0570-002299 （ナビダイヤル）

※必ず0からダイヤルしてください。

【受付時間】24時間受付（ガス漏れ通報専用 無休）

TEL. 03-6735-8899 （東京ガスナビダイヤル）

ガス管に関するご用件は東京ガスネットワークへ

※ガス漏れ通報専用電話は、ガス漏れ発生時の緊急対応にのみ対応いたします。ガス漏れ発生時の緊急対応は、東京ガスネットワークへご連絡ください。また、ガス漏れ発生時の緊急対応は、東京ガスネットワークへご連絡ください。また、ガス漏れ発生時の緊急対応は、東京ガスネットワークへご連絡ください。

●東京ガスネットワーク（ガス漏れ以外のガスメーター、ガス工事・撤去などガス管に関するご用件）

0570-023388 （ナビダイヤル）

TEL. 03-6627-6257 （東京ガスナビダイヤル）

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～19:00 日曜日～日曜日 9:00～17:00

TOKYO GAS NETWORK

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント																																				
	<p>(ウ) 東京都地域防災計画の修正を踏まえた反映</p> <p>① 指定公共機関組織構成の調整(東京ガスグループ等)</p> <p>② 要配慮者に関わる視点の追加</p> <p>③ 「被害低減効果の推計」の追加</p> <p>④ 「帰宅困難者対策オペレーションシステム(令和6(2024)年度運用予定)」に係る内容の追記</p>	<p>○ 第1部第2章第5節 指定公共機関 ほか</p> <table border="1" data-bbox="603 347 1437 902"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R 東日本</td> <td>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>N T T 東日本</td> <td>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>N T T コミュニケーションズ</td> <td>1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>N T T ドコモ</td> <td>1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>K D D I</td> <td>1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること</td> </tr> <tr> <td>東京ガスグループ</td> <td>1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 第2部第2章第2節 防災・減災計画の基本的な考え方</p> <p>(1) 基本理念 (前略)さらに、計画全体を通して女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者の視点を取り入れることが重要である。(後略)</p> <p>○ 第2部第2章第1節 東京都防災会議による被害想定</p> <p>(7) 被害軽減効果の推計 今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害低減効果が推計された。※以下の推計は都全域を対象としたものである。</p> <p>○ 耐震化率の向上による、揺れによる建物被害や人的被害の軽減効果 今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少。</p> <table border="1" data-bbox="651 1413 1437 1668"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現況</th> <th>促進①</th> <th>促進②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化の推進</td> <td>住宅の耐震化率 92% など</td> <td>耐震化率100% (1981年基準)</td> <td>2000年基準</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約5,100人</td> <td>約3,200人</td> <td>約500人</td> </tr> <tr> <td>全壊棟数</td> <td>約11万棟</td> <td>約1,200棟</td> <td>約1,4万棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 第2部第4章第3節第5項 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(3) 帰宅困難者への情報提供 (前略)なお、東京都は令和4(2022)年度から、発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム(令和6(2024)年度運用予定)」の開発に着手しており、東京都と連携し、一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手し、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。</p>	機関の名称	事務または業務の大綱	J R 東日本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること	N T T 東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予報の伝達に関すること	N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	N T T ドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	K D D I	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること	ソフトバンク		楽天モバイル		東京電力パワーグリッド	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること	東京ガスグループ	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給に関すること	項目	現況	促進①	促進②	耐震化の推進	住宅の耐震化率 92% など	耐震化率100% (1981年基準)	2000年基準	死者数	約5,100人	約3,200人	約500人	全壊棟数	約11万棟	約1,200棟	約1,4万棟
機関の名称	事務または業務の大綱																																					
J R 東日本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること																																					
N T T 東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予報の伝達に関すること																																					
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること																																					
N T T ドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること																																					
K D D I	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること																																					
ソフトバンク																																						
楽天モバイル																																						
東京電力パワーグリッド	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること																																					
東京ガスグループ	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給に関すること																																					
項目	現況	促進①	促進②																																			
耐震化の推進	住宅の耐震化率 92% など	耐震化率100% (1981年基準)	2000年基準																																			
死者数	約5,100人	約3,200人	約500人																																			
全壊棟数	約11万棟	約1,200棟	約1,4万棟																																			

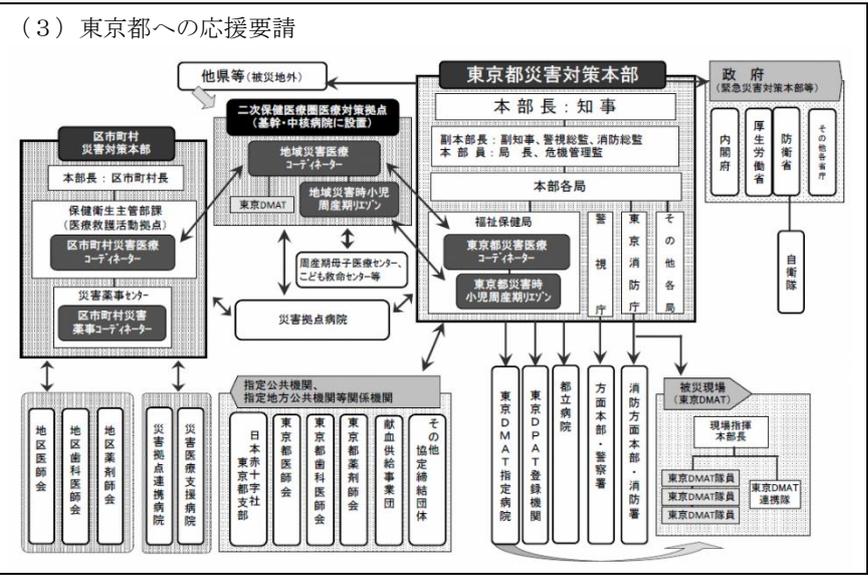
**立川市地域防災計画
における修正箇所及びポイント**

**重点
項目**

主な修正内容

⑤医療体制に係る発災直後から急性期までの連携体制に関わる図の修正

○第3部第8章第3節 活動内容



(エ) 修正素案に対する東京都協議における意見を踏まえた修正

①消防組織法への整合

○第3部第6章第6節 消防隊の応援

(1) 応援要請

運用可能な消防力で災害対応が困難な場合、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、応援受入に協力する。

なお、緊急消防援助隊の派遣要請は、消防署と連携の上、東京消防庁の判断に基づき、都知事に対して行うものとする。

要請元	要請先	摘要	関係法令
市長 消防総監 (消防署)	都知事	必要に応じて緊急消防援助隊の派遣要請をすることができる。	消防組織法 第44、45条

②災害救助法改定に伴う修正

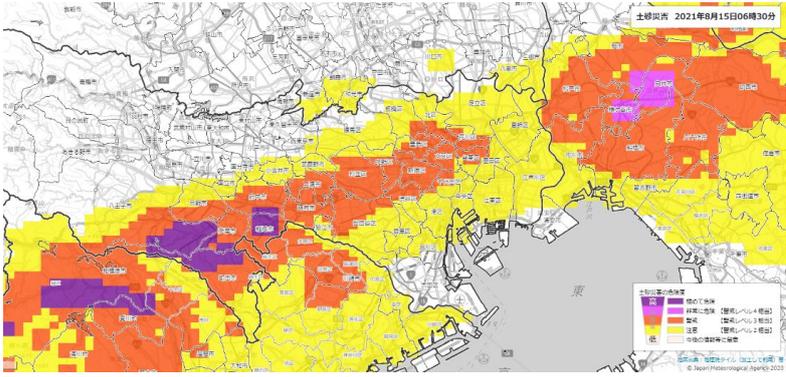
○第3部第20章第4節 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域における住宅の被害拡大防止のための緊急的な措置として、震災により住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅等の需要の低減を図る。

(2) 対象者

災害のため、住家が半壊（半焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

重点項目	主な修正内容	立川市地域防災計画 における修正箇所及びポイント
	③危険度分布（警戒判定メッシュ）の変更に伴う修正	<p>○第4部第2章第1節 気象に関する情報</p> <p>(5) 警報の危険度分布</p>  <p>気象庁 HP「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」</p>